



区民と創る港区の男女平等参画のための情報誌

2019年6月発行

vol. 61



◎特集

ファミリー・バイオレンス



港区立男女平等参画センター
リーブラ

◎インタビュー

「家庭における男女「不」平等と ファミリー・バイオレンス (DV・児童虐待)」

エンパワメント・センター

森田 ゆり さん

「男女平等参画フェスタ in リーブラ2019」で「女性・子どもと暴力～暴力の被害者・加害者の理解と予防教育の必要性 家族間の支配とコントロール～」というテーマで講演されるエンパワメント・センター主宰・作家の森田ゆりさん。

森田さんは、1985年に、日本にCAP(Child Assault Prevention子どもへの暴力防止)プログラムを紹介された方として大変有名ですが、子どもだけではなく、人権を土台に据えて、差別問題やセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の人権問題、特に暴力に対する問題に、米国と日本で長く取り組んでいらっしゃいます。

森田さんに、家庭内やごく親しい間柄で起こる暴力であるDVと児童虐待についてお話をうかがいました。





森田

DVと児童虐待は、とても密接に関連しています。別々に考えるのではなく、「ファミリー・バイオレンス」つまり、家庭内における暴力による支配とコントロールであると考えています。

家庭内で暴力をふるう人たちは、激情のあまり暴力をふるうのではなく、相手を支配しコントロールするために最も効果的な方法として暴力行為を意識的に選択しています。加害者の怒りのコントロールがきかないから起きるのではなく、加害者が身近な相手を自分の思い通りにコントロールしようとするから起きることです。

自分を怒らせた相手も悪いと思う限り、加害者が本気で責任を取ることはできません。そしてまわりが加害者に同調する限り、加害者は暴力行為を止める歩みを始めることはできないでしょう。

聞き手

暴力そのものが目的ではなく、暴力は相手を支配とコントロールのための一つの手段ということですね。

森田

そうです。ファミリー・バイオレンスの究極の原因是、酒や薬物の使用、夫婦間の不仲ではなく、暴力を用いてでも相手を自分の思うようにしようとする加害者のコントロール欲求にあります。

ですから、殴る蹴る等の身体的暴力だけではなく、心理的、性的、経済的コントロール、孤立させる、ストーカー行為、脅しなどのさまざまな方法で相手をコントロールしようとします。

例えば、かつては激しい暴力が振るわれたけれども、最近は殴る蹴るがなくなったとしても、DVが終わったとは限りません。

加害者が暴力を振るわずとも、眉を動かすだけでも、表情をちょっと変えるだけでも、その意図を即座に読み取って家族が動くほど支配とコントロールが極限に達した場合には、もはや、殴る蹴るはありませんが、家族は常に、支配者の顔色を窺い続けなければならず、安心することはできません。

母親のエンパワメント

聞き手

ファミリー・バイオレンスの構図の中で、子どもを虐待する父親から、母親も暴力を受けている、つまりDV

と児童虐待が同時に起こっている場合、母親が、子どもを虐待する父親の支配とコントロール下にあっては、子どもを守ることも難しいのではないか?

森田さんは、今から18年も前にお書きになった『ドメスティック・バイオレンス』(小学館2001年)で、「子ども虐待とDVを同時に考える」必要について、すでに指摘されていました(2019年5月にその文庫本の改定版が出版されました)。ドメスティック・バイオレンス環境下における子どもの虐待死亡事件が相次いだことで、これまで別々に取り扱われてきたDVと子どもの虐待とを、同時にみていくことが検討され始めたことについて、どのようにお考えですか?

森田

2018年3月に起きた「目黒事件」と2019年1月の「野田事件」には、どちらにも共通していた二つの重要な事項があります。

一つ目は、虐待の加害者は父親で、母親がその強い支配下、コントロール下にあり、無力状態で、加害者の子どもへの虐待を止められなかったこと。

二つ目は、そのどちらもが「再虐待」だったこと。すなわち、いったんは子どもが児童相談所によって一時保護されて安全な場所に居たにもかかわらず、親族に預けるという条件で、実際には虐待親のもとに帰ってしまい、再び虐待が起き、子どもを死にいたらしめたことです。

子どもを保護するという児童相談所の最も基本的で重要な機能である初期介入は働いていたのです。問題は、その次です。一時保護した後の家族再統合へ向けた有効なステップをほとんどの児童相談所は持っていない。子どもを保護している間に親には回復や更生プログラム受講が必要なのです。しかし、日本には裁判所が親に回復プログラム受講命令を出す法制度がありません。またDV加害者に回復更生プログラム受講を義務付ける法律もありません。

私は2000年に児童虐待防止法の成立とともに、虐待に至ってしまった親の回復のための「MY TREEペアレンツプログラム」を開発し、各地の児童相談所や市町村レベルでプログラムを実施する人を養成してきて18年目になります。その間1138人の親がプログラムを修了し虐待的言動を終止しています。このようなプログラムがもっと広く活用されるためには、司法が関与する制度が不可欠です。

「リスク」ではなく「ニーズ」を見る

児童相談所がケースに関わるとき「リスクアセス



男女平等参画フェスタ in リーブラ2019

メント」をしますが、家族の「リスク」を査定するだけでは、子どもを守るには不十分です。家族を支援していくためには、「ニーズアセスメント」が必要なのです。この家族のニーズは何か?に焦点を当てることで、家族の中で子どもを守れる人は誰か、キーパーソンになりうるその人のニーズは何か、その人をどう支援をすれば良いのかの道が見えてきます。「リスク」ばかりを探していく視点から、「ニーズ」を見ていくという視点の転換が必要です。

目黒事件でも野田事件でも、加害者は父親でしたので、子どもを助けるためのキーパーソンは母親でした。児童相談所は、母親のニーズを探し、母親をエンパワーするためのアセスメントが必要でした。そのためには母親が子どもと一緒に逃げ込めるシェルターや一時保護施設の充実が必要です。一時保護をした上で母親を「MY TREEペアレンツ・

プログラム※1」のような回復支援につなげて欲しかったです。(目黒事件・野田事件については4月に出版した拙著「体罰と戦争」に詳しく書いています。)

暴力を受け、貶められるといった被害体験は、自分のパワーへの信頼を打ち碎き、学習性無力感を生みます。加害者によってコントロールされ続けると、自分の生活の有り方を選び、決めていくのは自分以外にない感じじることができなくなります。

エンパワメントとは、相手を励ますことではありません。被害者が一人ふんばって強くなることでもありません。一人で力をつけて自立することでもありません。DVのような解決の困難な状況にある人にとって、エンパワメントの第一歩は、人の力を借りることです。人に援助を求めながら自分のパワーを回復する。エンパワメントとは、自分の内なるパワーの存在に気づき、そのパワーを豊かに育てることに他なりません。

※1 MY TREEペアレンツ・プログラムとは、児童虐待防止法制定のプロセスの中で、虐待する親の回復の法制化の必要性を主張した森田ゆり氏が作成した虐待する親のための回復プログラムです。2001年、2002年に3グループを試行的に実践し、現在、各地の児童相談所や自治体、民間支援団体等でプログラムが実践されています。

過去18年間の実践で、すでに1138名の虐待的言動をストップした修了者を送り出し、効果を上げています。

「地域」の私たちに出来ること

聞き手

支配とコントロールの手段として、「孤立させる」ということでしたが、それに対して、地域の私たちに出来ることは何でしょうか？

森田

「孤立」は支配とコントロールの手段です。被害者が、助けを求めて支援につながることを加害者は阻止しようとします。

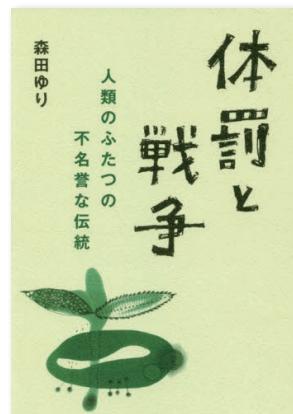
孤立させるために、家族、友人との交流を禁止したり、携帯をチェックしたり、仕事を辞めさせたり、遠隔地に転居したりして、孤立させます。被害者の自己認識や社会性は、加害者の一挙一動で支配、コントロールされてしまいます。

DVの解決には、まず加害者から離れて、被害者の孤立状態を変え、他者との関係を回復することで、自己コントロール力を取り戻すことです。DVや児童虐待のある家庭では、家族の中で起こっていることを、外の人に言ってはいけないという強いタブーが働いています。被害者が、助けを求めるることは実は容易なことではないのです。だからこそ、もし、そのような被害を打ち明けられたなら、軽いこととして聞き流さずに、受け止めてください。被害者の落ち度を責めず、「なぜ別れないのか？」「なぜ逃げないのか？」などと出来ていないことを言うではなく、出来たこと、すなわち今、相談してくれたことを、「話してくれてありがとう。」と認めます。そして「何があったとしてもあなたは暴力を振るわれるに値する人ではない」と声をかけてください。

森田ゆりさんの近著



「虐待・親にもケアを:生きる力をとりもどすMY TREEプログラム」
(筑地書館 2018年)



「体罰と戦争:人類のふたつの不名誉な伝統」(かもがわ出版 2019年)

ジェンダーバイアスとDV

支配とコントロールの根底にあるのは、不平等な関係です。女、子どもにはたまには痛い目にあわせてでも男の威儀を示さないと家族はまとまらないとの男性中心の考え方が、女性や子どもを殴る男性たちの行動を容認し、支えてきました。

その男性中心の社会意識の担い手は男性だけではなく、女性もあります。DVの加害者には女性もいますし、同性間のDVも起きています。しかし加害者の大半が男性であることも事実です。男が暴力的であっても男らしさの一部だから仕方ないという考え方、女は夫や子どもや親の世話をする役割、女の強さは忍耐といった考え方(ジェンダーバイアス)がDVを容認していることに社会全体が気づき、変えていくことが大切です。

聞き手

男女平等参画センターは、そのような意識を変えていくための学びの機会、孤立を防ぐための交流の機会、相談室での相談機能等をもっています。

森田

男女「不」平等社会は、DVを容認してきました。男女平等社会を創ることは、DVをなくしていくこともあります。港区立男女平等参画センターが、積極的にその役割を果たすことを期待しています。

聞き手

ありがとうございました。

エンパワメント・センターホームページ:
<http://empowerment-center.net/>
<https://mytree-p.org>



リーブラからのおすすめ図書



『終わった人』

内館 牧子 著

[講談社 2015年]

本作品は、昨年映画化され、主演の館ひろしはモントリオール世界映画祭最優秀男優賞、日本アカデミー賞主演男優賞優秀賞を受賞しました。私は2014年8月発行の本誌41号に定年後のいわゆる第二の人生について寄稿させていただきましたが、5年たち、従来の日本の男性の生き方を見直す動きがようやく活発化してきたことを感じています。

内容は、会社・飲み屋・自宅の三角行動パターンの会社人間である主人公が、定年を契機に否が応でも人生を見つめなおすきっかけをつかむというストーリーです。結末はハッピーエンド、と解釈しましたが、ただ現役時代に2~3年後のことは何でちょっと考えられなかっただけでしょうか。定年延長でいま頑張っている人に読んでいただきたいと思います。

(男女平等推進団体「みんなとピースサンデー実行委員会」代表 斎藤 一正)



『アンのゆりかご 村岡花子の生涯』

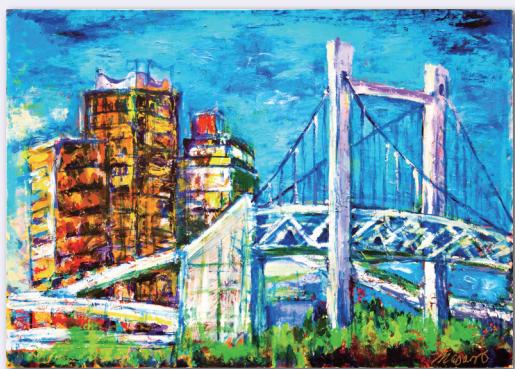
村岡 恵理 著

[マガジンハウス 2008年・
新潮文庫 2011年]

村岡花子は『赤毛のアン』の翻訳者として有名ですが、本作品では、花子が婦人参政権運動、社会教育活動に関わり、日本ユネスコ協会連盟副会長を務めるなど、女性の地位向上のため積極的に社会活動を展開していた姿も描かれています。そうした花子の強い社会参画意識の原点になっているのが、東洋英和女学校の寄宿舎生活といえます。

当時カナダでも女性の職業が教師や看護婦に限られているなかで、未知の地に降り立ち、日本の女子教育の発展に生涯をささげ、強力なリーダーシップを発揮したカナダの婦人宣教師の姿は花子に多大な影響を与えたました。港区六本木にある東洋英和女学院では定期刊行物「史料室だより」、「村岡花子文庫展示コーナー」などを通じて、多方面にわたる花子の活躍を紹介しております。是非ご覧ください。

(東洋英和女学院史料室 松本 郁子)



今号の表紙「レインボーブリッジ」

制作:男女平等学習団体「松の実会」小林 雅子さん

私たちの「松の実会」は、港区立男女平等参画センター(リーブラ)の創立と共に歩んでまいりました。「松の実会」は、今から39年前(昭和44年)、リーブラが当時、婦人会館として発足した時から活動してきた絵画制作の団体です。

これまで、会では、初代の松村先生、二代目の福井先生、三代目の張先生と三人の先生方の指導を受けてまいりましたが、現在は先生のご指導をいただくことはなく、会員同士で研鑽しております。

「松の実会」の作品発表は、年一回7月に銀座のゆう画廊にてグループ展を開催しております。そのグループ展も今年で38回目になります。また、カフェ・フルール店にて、過去5年ほど「松の実会」の絵を展示させていただいております。大きな太い柱に掲げた絵とカフェ全体がどこかフランス風で、会員全員で張り切り制作・展示をおこないました。

現在の「松の実会」は、ともに描く喜びに徹し、お互いに絵を批評し、相乗効果を期待しながら楽しんでおります。会員も立派に年齢を重ねて、見事80代の会員の割合が3分の2に相なりました。若い方の入会をぜひお待ちしております。活動日は原則として月3回、火曜日の午後。画材は自由(油彩・水彩・パステル・鉛筆など)です。お問い合わせは小林(Tel:3451-2302)まで。

